

弘前市契約規則第24条の2第1項に基づく公表

契約の名称	契約の概要	履行期限又は契約期間	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
令和7年度 中央弘前駅自由通路運営業務	中央弘前駅自由通路の運営維持管理業務	令和7年6月1日から令和8年5月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度有害鳥獣捕獲等業務	有害鳥獣捕獲のための箱わな設置及びその回収をするもの	令和8年4月10日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度市道弘前駅中央口広場地下道線清掃業務	市道弘前駅中央口広場地下道線の清掃業務	令和8年4月2日から令和8年4月15日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度市道弘前駅地下道線清掃業務	市道弘前駅地下道線の清掃業務	令和8年4月2日から令和8年4月15日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度城東さくら地下道清掃業務	城東さくら地下道の清掃業務	令和8年4月2日から令和8年4月22日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度市道石川乳井線地下道清掃業務	市道石川乳井線地下道の清掃業務	令和8年4月2日から令和8年4月22日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 労働者派遣契約(学校作業員)	小学校6校における学校技能主事として派遣労働者を契約により採用するもの。	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前市社会福祉センター建物管理業務	弘前市社会福祉センターの建物管理業務を委託するもの	令和8年4月1日から令和9年1月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前市社会福祉センター建物清掃業務	弘前市社会福祉センターの建物清掃業務を委託するもの	令和8年4月1日から令和9年1月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。

契約の名称	契約の概要	履行期限又は契約期間	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
令和8年度 弘前さくらまつりトイレ清掃等業務	弘前さくらまつり期間における園内のトイレ清掃、来園者の自転車整理	令和8年4月10日から令和8年5月5日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度放置自転車対策(撤去)業務	放置自転車等の撤去	令和8年4月14日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 松並木草刈等業務	百沢街道及び高岡街道の松周囲及び周辺緑地の草刈ほか	令和8年4月18日から令和8年9月30日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 史跡津軽氏城跡草刈り及び草取り等業務	史跡津軽氏城跡(長勝寺構、新寺構)の草刈ほか	令和8年4月18日から令和8年9月30日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前市墓地公園雪囲い等業務	弘前市墓地公園の雪囲いの解体と設置	令和8年4月21日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 いきいき健診駐車場整理業務	いきいき健診受診者・従事者用駐車場の整理	令和8年5月20日から令和8年5月26日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 岩木健康増進プロジェクト健診駐車場整理業務	岩木健康増進プロジェクト健診受診者・従事者用駐車場の整理	令和8年5月30日から令和8年6月8日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前公園さくら鉢植え管理業務	大型鉢植えのサクラの水やり及び草取りなどの軽作業を行うため。	令和8年5月11日から令和8年10月10日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前市墓地公園植栽管理業務	弘前市墓地公園の墓域及び植栽等の適正な維持管理のため、草刈り及び草取り並びに薬剤散布を行うもの。	契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。

契約の名称	契約の概要	履行期限又は契約期間	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
令和8年度 中央弘前駅自由通路運営業務	中央弘前駅自由通路の運営維持管理業務	令和8年6月1日から令和9年5月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度弘前公園園路等清掃業務	弘前公園園路等の清掃(ごみ収集、分別、運搬)及び弘前公園有料区域(本丸・北の郭)、二の丸及び追手門周辺の草取りなどの軽作業を行うため。	令和8年6月2日から令和8年10月29日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 弘前市りんご公園植栽管理業務	弘前市りんご公園の雑草除去	令和8年6月1日から令和8年7月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 腰巻川等河川維持管理業務	腰巻川、平川、加藤川、境関川の草刈業務	契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 尾神沢広場維持管理業務	尾神沢広場の草刈り作業及び集草作業を行うもの	令和8年7月6日から令和8年7月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 土淵川橋詰広場維持管理業務	土淵川橋詰広場の草刈り作業及び処分作業を行うもの	令和8年7月6日から令和8年7月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 宮川八幡町線外2路線草刈り作業業務	宮川八幡町線、城西二丁目7号線、平成通りの草刈業務	契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 東照宮本殿整備用地草刈り等業務	東照宮本殿整備用地のうち、東照宮本殿を除いた部分の草刈り並びに集積及び運搬処分	令和8年6月25日から令和8年10月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 蒔苗島井野線道路用地草刈業務	道路用地として取得した土地の草刈り作業	契約締結の翌日から令和8年7月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。
令和8年度 市有地(管財課所管)草刈業務	下二ツ堤(弘前市稔町22-1)の草刈	契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。

契約の名称	契約の概要	履行期限又は契約期間	契約の相手方の決定方法	契約の相手方の選定基準
令和8年度 弘前市墓地公園供物等清掃業務	墓地公園の墓に供えられた供物等の清掃、回収、処分。(お盆、秋彼岸、春彼岸の年3回)	契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による。	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。